

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項）
任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
職種	スクール・サポート・スタッフ
採用予定人数	1名
従事すべき業務の内容	勤務校において、教材作成の補助、各種調査やアンケート等の集計、ホームページの更新等、教員の事務業務を補助する。
応募資格	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいづれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、スクール・サポート・スタッフの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	1日当たり4時間、1週当たり4日間、年間52週とする。 なお、勤務時間の割振りは、相談の上、校長が決定する。
休暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級1号給から同表1級9号給までの各号給の額に基づき、1年目は、月額67,312円とする。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の場合、支給対象とする。支給割合は、6ヶ月期・12ヶ月期ともに一般職に準じる。なお、在職期間に応じた期間率は、3月末満の場合、30/100とする。
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・スクール・サポート・スタッフとしてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。

○ 応募手続

電子メールによる応募

応募書類を送付いたしますので、下記メールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス : niit-ad@shool.esnet.ed.jp 新居浜工業高等学校 宛